

高齢飼い主の支援の必要性と地域での支援体制の確立

～社会福祉部局との連携の試み～

東部健康福祉センター

衛生薬務課 ○露木沙耶 田中寿彦 泊明季 神崎信織 野田旬哉 田中恵美
福祉課 仲泊朋克

沼津市 環境政策課 重野洋孝 河村優希

社会福祉課

長寿福祉課基本型地域包括支援センター

古川直哉^①

^①現介護保険課

【要旨】

平成 24 年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、飼い主の責務に終生飼養や適正な繁殖に関わる努力義務が加えられ、犬又は猫の引取りをその所有者から求められる場合には、その引取りを拒否できる事由が明記された。

それに基づき、飼い主の都合による引取りの申出には、終生飼養を指導し、場合により飼い主による譲渡の支援を行っているが、近年、高齢飼い主の急な体調不良や施設入居等による、飼養しているペットの引取りの相談が増加し、対応に苦慮している。また、上記の相談の中には、動物の問題だけでなく、地域からの孤立、生活環境悪化という福祉や地域での継続的支援を必要とする事例も少なくない。

静岡県動物愛護推進計画では「人と動物の共生する社会」を目指し、「人と動物の安全と健康の確保」を取組方針に上げている。

そこで今回、①飼い主の生活状況、②動物の状態、③周辺的生活環境の3つの悪化を改善するため、社会福祉部局（以下福祉部局）と連携をした対策を試みたので報告する。

【方法】

		高齢飼い主からの緊急の引取りの相談が増加
準備期間	R3. 3	人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン（環境省）策定
	R3. 5	譲渡ボランティアと話し合い（支援の早期対応の必要性を再確認）
	R3. 9	当所福祉担当に相談し、沼津市福祉担当及び動物担当と話し合い
実施期間	R3. 10	地域包括支援センターの協力を得て、ケアマネージャーを通じてアンケートを実施
	～12月	アンケート回収 支援を必要とする飼い主に、調査を行った。
	R4. 9	沼津市社会福祉課を通じて民生委員を通じてアンケートを実施
	R4. 10	アンケート回収 ～ 支援を必要とする飼い主に、調査を行った
	R4. 11	動物ボランティアに見守りボランティアを募集し、見守り支援開始 ～ 福祉部局との情報交換会の実施

1. 社会福祉部局へのアプローチ

高齢飼い主がどのような支援を必要としているか把握するため、情報が集まると考えられる市の福祉部局に、当所の福祉部局を通じ、相談をした。当初、市の福祉部局は、趣旨を理解してくれたものの、協力するための根拠等が不明確ということで、実施方法について話し合いを重ねた結

果、試行的に、情報を多く持っていると考えられるケアマネージャーにアンケートの協力を依頼することとした。民生委員への依頼は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から訪問機会が限られていること、市の民生委員・児童委員協議会に、事前に趣旨を説明し協力を得なければならないことから、初年度はケアマネージャーに協力をいただき、その実施結果を説明しながら今年度、民生委員に協力を依頼した。

2. アンケートの作成

アンケートの内容は福祉部局と相談し以下の点を工夫して作成した。

- (1)個人情報を含むことから、回答者は本人とし、必要な場合は代筆をすることとした。
- (2)回答が負担にならないよう、設問数を最小限にした。
- (3)支援のための連絡の窓口を、行政以外にボランティアを選択できるようにした。
- (4)状況の把握を優先し、記載しやすいうよう、無記名回答を可能とした。

3. アンケートの配布

福祉部局から、ケアマネージャー及び民生委員にアンケートの趣旨を説明してもらい、飼い主に対して、あらかじめ緊急時の預け先を選定することの必要性を伝えながら回答してもらった。

【結果】

アンケート結果を図1に示す。(ケアマネージャーから提出のあった46件 民生委員41件)

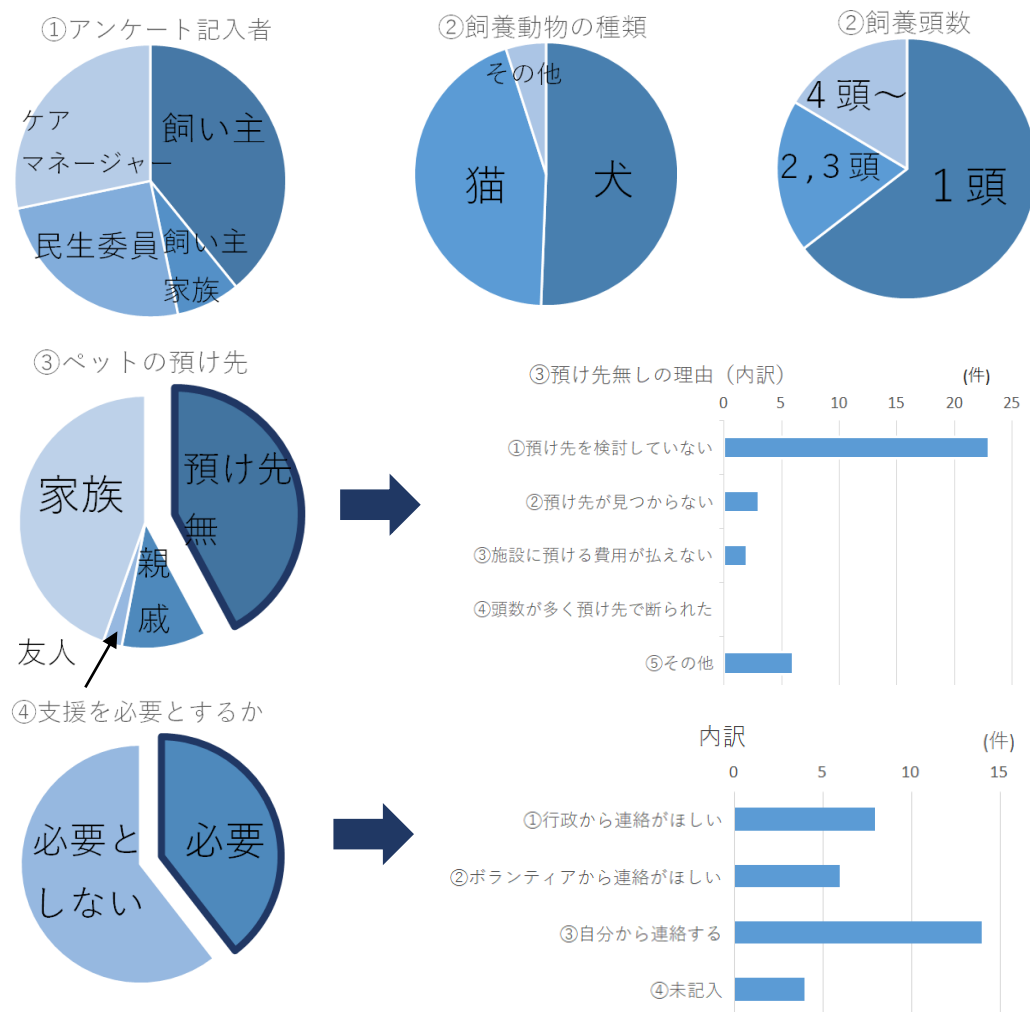


図1 アンケート結果

(1)アンケートの記入者は60%が代筆であり、情報発信にも身近な人の支援が必要であることが示唆された。

(2)飼養動物の種類は犬と猫はほぼ同数であり、飼育頭数は最大 30 頭の多頭飼育の回答もあった。

(3)緊急時の預け先は、45%が預け先が決まっておらず、その理由として、そもそも預け先の検討をしたことがないといった回答が一番多く、周知が行き届いていないこと、また、この機会に家族と検討したいという回答もあり、このアンケートが周知に有効であることが推測された。

(4)支援を必要とするかという問いでは、支援を必要とする回答が40%であり、そのうち、ボランティアからの支援を希望する回答もあった。そのため、動物ボランティアの中から地域毎での見守り動物ボランティアを募集し、支援を希望する飼い主に状況を聞き取ってもらい、その結果を行政に連絡するという方式で支援を行った。その結果、緊急に対応が必要な事例はなく、将来の預け先について相談に乗ってもらいたいという、継続的な支援の希望者がいたため、見守り動物ボランティアが相談者として長期的に対応することとなった。

【考察】

今回の調査の結果、高齢飼い主の約半数は緊急時のペットの預け先を考えていないこと、または預け先がない理由として、そもそも預け先の検討をしたことがないという回答が多く、啓発が不十分であると感じた。

また調査を行う上で、福祉部局の関係者でも、人の子供と同様に、ペットも飼い主の責任にかかわらず、行政の保護対象であると考えている方も少なくなかった。実際に、高齢飼い主のペット問題は福祉部局で情報を持っているが、保健所や市町の動物担当課が問題を把握できず、対応が遅くなる事例が散発しており、福祉部局に動物愛護行政を理解してもらえるよう、定期的な会合を行い、早期の問題解決のための対策が急務であると感じた。

また、高齢飼い主に身近な見守りが求められていることから、福祉部局と同様、動物愛護行政においても地域の見守り動物ボランティアの育成を進め、行政は、見守り動物ボランティアからの情報を受け、必要な支援を行うことで、行き届いた支援が実現すると考える。そのために今回、福祉部局と連携し、一部の地域で支援の枠組み(図2)を構築することができた。

今後は、関係機関と連携し、地域や対象を拡大して調査を継続して、各地域で支援の枠組みを構築していきたい。

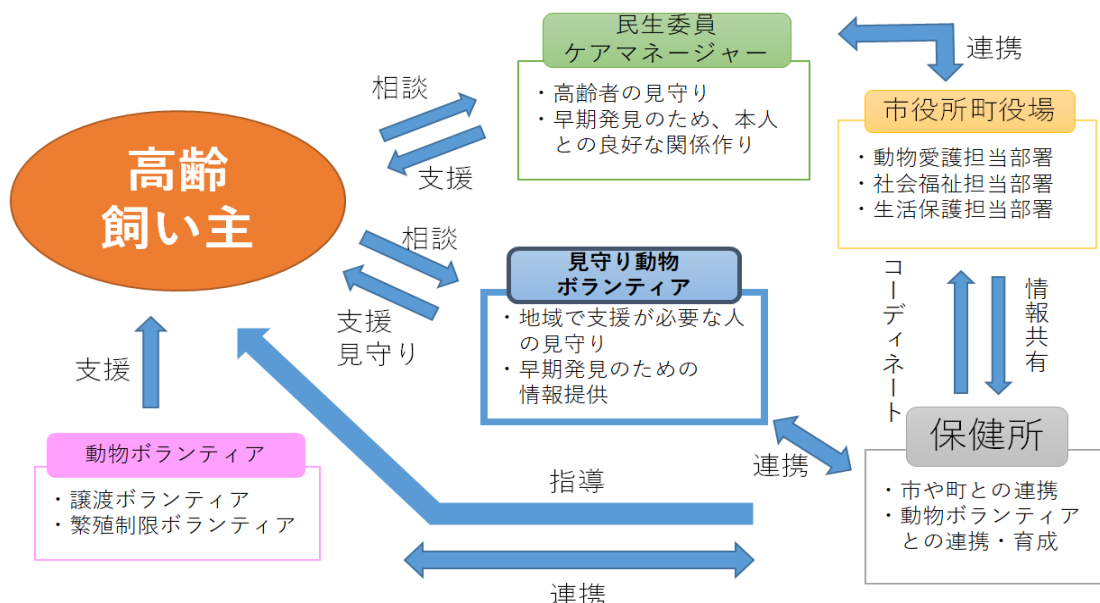


図2 関係機関と連携した高齢飼い主支援の枠組み